

客料企発 第 1 号

平成 23 年 6 月 3 日

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 様

関西電力株式会社

お客さま本部営業企画部長 川崎 幸男



申入書（平成 23 年 5 月 11 日付）に対する回答

平素は、弊社事業にご理解を賜り誠にありがとうございます。貴法人からいただいた標記申入書に対して、以下のとおり回答させていただきます。

1. 早遅収料金制度について

- (1) 早遅収料金制度は、早期に電気料金をお支払いいただいたお客さまとそうでないお客さまとの間に料金の差を設けることにより、お客さま間の公平を図るとともに、電気料金の早期支払いをお願いし、電気事業の安定的遂行にご協力いただくことを目的として設けられたものです。
- (2) その内容は、電気料金の支払期限は「支払義務発生日の翌日から起算して 50 日以内」であるところ、「支払義務発生日の翌日から 20 日間（早収期間）」にお支払いをいただいた場合は早収料金を、「それ以降の期間」にお支払いをいただいた場合は遅収料金を適用するものです。お客さまは、支払期限内で、早収料金・遅収料金のいずれかを選び、お支払いいただくことが出来ます。なお、早収料金・遅収料金ともに、弊社が国の認可を受け、届出を行っている、正規の料金です。

2. 電気供給約款の規定について

(1) 支払期日について

- ① 貴法人は、「早収期限日」（電気供給約款 15 (3)）は「遅延損害金を加算する「期限」」を意味し（申入書第 2 3 (2)）、消費者契約法 9 条 2 号では「支払期日」までに金銭債務を履行しない場合の損害賠償額の予定、違約金に関して上限を規定しているところ、「早収期限日」がこの「支払期日」に該当するとご指摘されています。
- ② しかし、電気供給約款（以下「約款」といいます。）15(1)では、「料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。」と規定され、早収期間（支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目までの期間（約款 15 (3)））の最終日である「早収期限日」（約款 15(3)）は、電気料金を、早収料金と遅収料金とに区別する期

日として規定されています。

また、電気料金の「支払期日」については、約款 29(2)に「お客さまの料金は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日以内（以下「支払期限」といいます。）に支払っていただきます。なお、支払期限の最終日（以下「支払期限日」といいます。）…」と規定され、「早収期限日」とは別に、「支払期限日」が設けられています。

- ③ 「早収期限日」が電気料金の「支払期日」であるとの貴法人のご指摘は適切ではないと考えます。

(2) 早収料金、遅収料金の規定について

- ① 約款では、契約種別ごとに早収料金の金額が規定され、遅収料金は「早収料金にその 3%を加えたもの」（約款 15 (2)）とされ、具体的な金額は規定されていません。

貴法人は、この規定から、早収料金が電気料金の原則であり、遅収料金は早収期間内に電気料金を支払わなかった場合の例外的な料金であるのご指摘されています。

- ② しかし、約款 15 (1) の規定から明らかなおお、お客さまが選択された支払時期に応じて、早収期間内であれば早収料金を、早収期間経過後であれば遅収料金が適用されるのであって、早収料金と遅収料金の中に、原則・例外といった関係はありません。

- ③ また、約款に早収料金の金額が具体的に規定されていて、遅収料金の金額が具体的に規定されていないことに関しては、かつて昭和 24 年から昭和 49 年まで、電気料金を表示した上で早期にお支払いいただいた場合は割引する旨規定し、あるいは、早収料金と遅収料金を併記して規定していましたが、その後、早期に電気料金をお支払されるお客さまが大半となったことから、多くのお客さまにご理解いただきやすい約款とすべく、現在の規定に見直したものであって、電気料金に原則と例外の区別を設けるために規定されたものではありません。

3. 約款改定のお申し出について

以上のとおり、「早収期限日」は、「支払期限日」までの電気料金について、その支払時期に応じて早収料金と遅収料金を区別するための期日であり、電気料金の「支払期日」ではありません。

また、早収料金と遅収料金の差額は、消費者契約法 9 条 2 号が規制する「支払期日」までに金銭債務を履行しない場合の損害賠償額の予定等ではなく、弊社約款 15 (料金) の規定は、消費者契約法 9 条 2 号に違反するものではありません。

したがって、弊社は、貴法人の申入れの趣旨に従って弊社約款の改定を行う必要はないと考えております。

弊社回答にご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上

連絡先

〒530-8270

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社 お客様本部 料金企画グループ

副長 中井 毅

TEL : 06 - 7501 - 0202

FAX : 06 - 6448 - 2306